

○鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）

（趣旨）

第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）及び鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平16規則74・一部改正）

（条例第2条の規則で定める事務）

第1条の2 条例第2条第1号の規則で定める事務は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第4条第1項の免許の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

2 条例第2条第2号の規則で定める事務は、温泉法（昭和23年法律第125号）第19条第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

3 条例第2条第3号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号の指定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

（2） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の指定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

4 条例第2条第4号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（1） 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）第6条第2項の決定に係る申込みの受理又はその申込みに係る事実についての審査（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）第8条において準用する場合を含む。）

（2） 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5第3項の意見の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条において準用する場合を含む。）

（3） 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の意見の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査

5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第12条の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

6 条例第2条第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（1） 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第4条第1項の承認の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

（2） 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査

（3） 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第3項（第2号の場合に限る。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

（4） 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の現況の報告の受理又はその報告に係る事実についての審査

7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第15条の資金の貸付けその他の援助の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

8 条例第2条第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)第12条の3第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (2) 鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第2項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (3) 鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (4) 鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第2項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 9 条例第2条第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和58年鳥取県規則第18号)第8条第5項の指定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
(平16規則74・追加、平18規則56・平18規則65・平19規則91・平20規則25・一部改正)
- (開示請求の方法)
- 第2条 法第30条の37第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、様式第1号による請求書(以下「開示請求書」という。)により行わなければならない。
- 2 開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出し、又は提示しなければならない。
- (1) 本人が開示請求をする場合 運転免許証、旅券その他の本人の氏名及び住所が記載されている書類で知事が適当と認めるもの
 - (2) 法定代理人が開示請求をする場合 法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類として知事が適当と認めるもの
- (開示の日時等の通知等)
- 第3条 知事は、開示請求があった場合には、開示請求者に対して開示の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、当該開示請求に係る本人確認情報(法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)が存在しない場合は、その旨を通知するものとする。
- 2 前項本文の規定による通知は、様式第2号により行うものとする。
 - 3 第1項ただし書の規定による通知は、様式第3号により行うものとする。
 - 4 法第30条の38第2項の規定による通知は、様式第4号により行うものとする。
- (開示の方法)
- 第4条 法第30条の37第2項本文の規定による書面による開示は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。
- (訂正等の申出の方法)
- 第5条 法第30条の40の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等申出」という。)は、様式第5号による申出書により行わなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、訂正等申出をしようとする者について準用する。
- (訂正等の結果の通知)
- 第6条 法第30条の40の規定による結果の通知は、様式第6号により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 法第30条の23第3項及び第34条の2第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年8月5日から施行する。
(鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)
- 2 鳥取県個人情報保護審議会規則(平成11年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

- 3 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

- 4 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鳥取県会計規則の一部改正)

- 5 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成15年規則第92号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(書類に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前のそれぞれの規則の定めるところにより作成されているものは、改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後のそれぞれの規則に定める書類として使用することができる。

附 則(平成16年規則第74号)

この規則は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)の施行の日から施行する

(施行の日=平成16年10月15日)

附 則(平成18年規則第56号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第65号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第91号)

この規則は、平成19年10月20日から施行する。

附 則(平成20年規則第25号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(平15規則92・一部改正)

本人確認情報開示請求書

職氏名 様

住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示の請求をします。

年 月 日

		請求者	郵便番号
			住所
			氏名
			連絡先(電話番号)
開示請求に係る本人確認 情報を特定するために必 要な事項	生年月日	年 月 日	
	性別		
	住民票コード		
送付の希望の有無 (該当するものを○で囲んでください。)		有・無	

本人に代わって法定代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

本人の住所及び氏名	住所	郵便番号
	氏名	
	連絡先(電話番号)	
法定代理人により開示請求をする理由		

注1 住民票コードは、必ずしも記入する必要はありません。

2 開示請求に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。

3 法定代理人によって開示請求をする場合には、2の書類のほか、戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類を提出してください。

様式第2号(第3条関係)

本人確認情報開示通知書

番号

様

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の37第2項の規定により、次のとおり開示します。

年 月 日

職氏名 印

開示請求に係る本人の氏名	
開示の日時	年 月 日 から まで
開示の場所	
担当課	(電話)
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書及び開示請求をした本人又はその法定代理人であることを証明する書類を持参してください。

様式第3号(第3条関係)

本人確認情報不存在通知書

様

年 月 日付けで開示請求のあった本人確認情報は存在しないので、住民基本台帳法第30条の37第2項の規定により通知します。

年 月 日

職氏名 印

開示請求のあった本人確認情報	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	
	住民票コード	
担当課	(電話)	
備考		

様式第4号(第3条関係)

本人確認情報開示期限延長通知書

番号

様

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の38第2項の規定により、次のとおり開示期限を延長したので通知します。

年 月 日

職氏名 印

請求年月日	年 月 日
住民基本台帳法第30条の38第1項の規定による開示の期限	年 月 日まで
延長後の開示の期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当課	(電話)
備考	

様式第5号(第5条関係)

本人確認情報訂正等申出書

職氏名 様

住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり自己の本人確認情報の訂正(追加・削除)の申出をします。

年 月 日

		請求者	郵便番号
			住所
			氏名
			連絡先(電話番号)
訂正(追加・削除)の申出に係る本人の生年月日等	生年月日	年 月 日	
	性別		
	住民票コード		
申出の内容		(1) 訂正	
		(2) 追加	
		(3) 削除	
開示を受けた年月日		年 月 日	

本人に代わって法定代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

本人の住所及び氏名	住所	郵便番号
	氏名	
	連絡先(電話番号)	
法定代理人により訂正(追加・削除)の申出をする理由		

注1 訂正(追加・削除)の申出に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出又は提示してください。

2 「申出の内容」欄は、該当する項目に○印を付け、その内容を具体的に記入してください。

3 法定代理人によって訂正(追加・削除)の申出をする場合には、1の書類のほか、戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類を提出してください。

裏面

住民基本台帳法(抄)

(報告及び立入検査)

第30条の23 略

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2第11項若しくは第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 略

第48条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 略